

スマホ×確定申告

～令和2年1月から専用画面での対応範囲拡大～

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel : 0263-88-2514
Fax : 0263-88-2516

「国税庁ホームページ」の確定申告書等作成コーナーでは、パソコンやスマートフォンで申告書の作成や e-Tax での送信ができます。

スマートフォンに画面が最適化された『スマート申告』は昨シーズンのスタート時には、対象者・出来ることが限定されていましたが、今シーズンから利用できる範囲が増えました。

【利用者の拡大】

- 2 か所以上の給与収入がある方、年末調整を受けていない方
- 年金収入や副収入等の雑所得がある方 ※個人事業、不動産所得がある方は対象外

【利用できる手続の拡大】

全ての所得控除(年末調整で受けられる各種控除、医療費を支出、ふるさと納税をした場合等)

【利用方法】

スマートフォンで国税庁ホームページへアクセス、画面に従い金額などを入力



個人の確定申告書等の作成

画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成することができます。

作成した申告書等は、e-Tax（電子申告）を利用して提出することができます。

また、印刷して郵送等により提出することもできます。

[▶ 確定申告書等の作成はこちら](#)

令和元年年分 確定申告特集

確定申告特集では、申告・納税の期限のほか、申告書の作成・提出の方法や納税の方法など

国税庁 確定申告書等作成コーナー

この画面では「所得税の確定申告書」が作成できます。

消費税や贈与税の申告書、収支内訳書や青色決算書を作成される方はパソコンをご利用ください。

お知らせ 一覧

2020/01/31

マイナンバーカードを使ってe-Tax送信

作成の流れはこちら

NEW 作成開始

国税庁 確定申告書等作成コーナー

ご利用の前に

申告内容に関する質問

Q 確定申告をする年は令和元年年分ですか。

はい いいえ

Q 申告する収入を全て選択してください。

※ 申告する収入を選択後、「確定」ボタンを押してください。

給与 公的年金

【e-Tax で手続完結】

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード対応のスマートフォン

※一部の端末

IDとパスワードで送信

ID・PWが目印

重要書類 (見本)

ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード↓

・ID・パスワード方式の届出完了通知の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

★マイナンバーカード方式では、マイナンバーカードを取得しお持ちの端末が対応(iPhone の場合 7 以降)している必要があります。

★ID・パスワード方式の場合、一度税務署へ赴く必要がありますが、スマホの機種は問いません。

★申告書はデータで保存、印刷することも出来ます。スマホで申告書を作成出来ると割り切り、提出は郵送等書面で行うのも選択肢の一つです。

※国税庁ホームページより